

三機グループ人権方針

三機グループ（株式会社三機および子会社、関連会社）は事業活動から影響を受ける全ての人権が尊重されなければならないことを認識しており、事業活動を行う上で三機グループ人権方針を以下の様に定めます。

1. 人としての権利

以下の事柄について、国際規範を尊重し各国の法令や三機グループ各社社内規則に基づき順守するように努力いたします。

（1）生活保障の権利

従業員とその家族が基本的ニーズを満たし健やかで安心な生活をしていくための十分な賃金を支払うとともに、健康保険や年金、社会福祉制度などの給付権利が差別なく得られるように努めます。

＊基本的ニーズ（basic needs）

本人が欲求する欲求しないに関わらず、人が人として生きるために最低限必要だと考えられるものと。

（2）労働についての権利

安全衛生に配慮した労働環境を整え、過剰・不当な労働を管理します。また強制労働及び児童労働を禁止し、外国人労働者の権利の尊重に努めます。

（3）ハラスメントを受けない権利

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど全てのハラスメント行為を禁止し、発生した場合には速やかに解決改善に努めます。

（4）差別を受けない権利

雇用や労働環境において、人種、国籍、障害の有無など、本人の適正・能力に関係のない事柄による差別行為が無いよう努めます。

（5）その他の権利

以下の行為が行われないように努めます。

- ・先住民族の権利の侵害。
- ・企業活動による地域住民への人権の侵害。

・個人や企業に属する知的財産権（著作権・特許権等）の侵害。

2.人権侵害の防止・軽減

三機グループ内監査の仕組みを通じ、人権に対する侵害リスクを防止または軽減を図るよう努めます。

3.人権侵害からの救済

三機グループが人権に対する侵害リスクを引き起こした、または関与した場合（疑われる場合も含め）国際規範や各国の法令または三機グループ各社社内規則に基づいた適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

4.適用対象および教育

本方針は、三機グループ全ての役員・従業員に適用され、活動が定着実行されるよう適切な教育を行うよう努めます。

5.情報開示

三機グループの人権尊重に対する方針をウェブサイト等で開示します。

2022 年 7 月 20 日

株式会社 三機

代表取締役 **木島 正人**